

令和6年度第4回国分寺市緑化推進協議会

日時 令和6年10月23日(水) 9時30分～11時30分
場所 書庫棟会議室

次 第

1. 開 会

2. 諮問事項審議

- ① 国分寺市緑の基本計画実施計画（令和7年度～12年度）策定について

3. その他

資料2 該当ページ・通番	担当課	質問・疑問等	回答
通番3	緑と公園課	「寄附などの申し入れがあった場合」公有化の働きかけを行う、と言う受け身の対処策では、減少する樹林地を食い止めることは困難と考えます。現状、樹林地として残したい場所などの候補地を洗い出し、公有化の場合の予算などを考慮して、能動的に市が保存の働きかけを行うなど積極的な活動が必須と考えます。したがって施策としては、是非【借地契約をしている民有樹林地に「働きかけを行い公有地化を勧める」】活動を展開いただきたい。	使用貸借をしている民有樹林地や登録されている保存樹林地においては、所有者の意向を踏まえて働きかけを行っていきたいと考えています。
通番4	緑と公園課	現在の樹林地での萌芽更新による再生は難しいのではない か？落ちた種から発芽した実生を育てる等森林更新技術の検討のためにどこかモデル試験樹林を設置したらどうか？	既に西恋ヶ窪緑地の南側で試験的に更新を行っています。古木を伐採したが、ひこばえ（新しい芽）が出ず更新は困難でした。どんぐりから芽が出ているものを見つけて育てています。
通番5	緑と公園課	上記通番3と同様に「民有樹林地に働きかけを行い公有地化を勧める」活動を展開いただきたい。	通番3番の回答と同様。
通番8	まちづくり計画課 経済課	まちづくり計画課の今後の活動方向性として「追加指定の推進を図ってゆく必要がある」と記述されていますが、経済課のいう「農業者への追加指定に向けた情報提供」以外で、まちづくり計画課の活動はどのようなものがあるのかを教えてください。その活動が今後の具体的まちづくり計画課の活動であると考えからです。	生産緑地の追加指定の推進を図るため、チラシ配布や説明会、ホームページ等による情報提供を行っているところですが、このほかにも生産緑地地区における諸問題に対応するため、地区のブロック会議への参加等により、情報収集を行っています。また、今後は東京都の農の風景育成地区制度を活用した都市農地の維持・保全についても検討を進めてまいります。
通番10	経済課	継続→削除の間違い？野菜の需給調整が難しい。給食時にメニューに使用しているといっても子供に実感がわからないのではない。むしろ畑や直売所の存在を授業で教えて地場産野菜の利用を子供から家族に奨励してもらったら。経常化しているとあるが、どういうことか？	継続が正しく「位置付けの理由・今後の方向性」の記載内容が誤っていました。正しくは、「様々な環境の要因があり数値を維持するのが難しいとはいえ、地場産の野菜を使用する努力をしていることを説明することが重要であると考え、次期計画に位置付けます。」となります。
通番10	緑と公園課	地場産の種を使って緑化の苗を作っている苗生産者はいないのか。特定の樹種の品種だけの利用では関心が低いのでは？植木の町国分寺の苗生産者の氏名と取扱商品の一覧がみれるサイトがあるといいのでは？業者にはどのように推奨しているのか？パンフがあるのか？	現状、「地場苗木」を「司シルエット」のみと捉えており、開発の協議の際に口頭で推奨していましたが、R6年4月よりホームページ上に事業者に対しての緑化等整備基準に「司シルエット」を追記しました。今後も事業者にも司シルエットを地場産苗木として使用してもらうよう庭木として管理しやすい特徴を説明し要請していきます。

事前質疑回答票

令和6年度第4回緑化推進協議会

資料2 該当ページ・通番	担当課	質問・疑問等	回答
通番10	経済課	「地産地消の推進は、経常化しているため、次期計画には位置付けません」とあるが、次期計画に位置づけしないことにより取り組みがおろそかになることはないのか？	本施策は、任意団体である「こくベジプロジェクト推進連絡会議」として活動し、令和3から令和5年度まで目標達成しています。市の魅力発信として、次期計画に位置付けなくても取り組みはおろそかにならないと考えます。
通番10	緑と公園課 経済課	①（質問）緑と公園課の活動で「地場産苗木を使用するよう要請」とありますが、”司シルエット”を街路樹として活用する要請を行ったことあるのでしょうか？もし要請したにもかかわらず却下された理由が判れば教えて下さい。国分寺ブランドの当街路樹が紅葉する道があれば目玉街道になるのではと考えお伺いします。 ②（意見）経済課の”こくベジプロジェクト”は緑と公園課管理すべき活動ではないと考えますので【削除】には同意ですが、当該プロジェクトの結果として農家から”緑化”の観点で何らかの課題が出たり、当該プロジェクトに要請すべき事項があった場合には【こくベジプロジェクト推進連絡会にその事項を伝え、解決を図る】という活動は必要だと思いますので、施策とすることをご検討下さい。	①街路樹に司シルエットを使用するよう要請したことはありません。司シルエットが街路樹に適した樹木か確認の上、道路管理課と建設事業課への対応を検討していきます。 ②この施策に関わらず、経常化された施策について、緑化の観点から課題が発生した場合には、各担当課との協議調整をしていきます。
通番12 通番14	環境対策課 ふるさと文化財課	「経常化しているため次期計画には位置付けません」。通番10同様取り組みがおろそかになることはないのか？緑の基本計画における進捗管理の側面もあるのではないのか？通番37、通番45も同様。	通番12：揚水量報告について東京都の条例に基づき実施するためおろそかになることは無いと考えます。 通番14・通番37・通番45：担当課にて各事業の管理を毎年委託しているためおろそかになることは無いと考えます。
通番14	ふるさと文化財課	ふるさと文化財課の施策を削除とのことですが、親水空間とは時と共に”親水という概念や考え方は変化してゆくものだ”という考え方の立つと、市民が求める”景観”もその内容が変化してゆくものです。現に’ホテルよもう一度の会’によりゲンジボタルが飛翔するようになりました。これを景観資源として活用し、崖線の緑と湧水の価値を高めることを目指し、【市民の団体の協力を得て湧水池にホテルを復活させる】または【ホテル復活を目指す市民団体を支援する】ことを施策としていただきたい。	（ふるさと文化財課） お鷹の道の水路については、緑と公園課が管理を行っております。 都指定名勝である真姿の池湧水群の所有者は東京都、国分寺市、個人であり、三者が協力して保全・管理を行っております。 真姿の池については個人所有地であり、ホテルの放流を行う市民団体への支援について、ふるさと文化財課が施策とすることはできません。今後も所有者による施設の補修工事等に補助金を交付するなどして都指定名勝としての景観の維持・向上に努めて参ります。 （緑と公園課） ホテルの復活について施策としては位置付けませんが、御意見ありました内容について今後関係団体と協議していきます。

資料2 該当ページ・通番	担当課	質問・疑問等	回答
-----------------	-----	--------	----

源泉口 A

武蔵国分寺公園敷地内：南側斜面地



源泉口 B

東京都環境局所有：おたかの道湧水園北側隣接地



事前質疑回答票

令和 6 年度第 4 回緑化推進協議会

資料 2 該当ページ・通番	担当課	質問・疑問等	回答
通番16 通番17	下水道課	浸透枿の設置状況は管理されなければならない業務であり、こうした点からも施策19番に【設置結果の把握を行い、課題があればその解決策を検討する】と追加してはいいか？	御意見の内容については理解しておりますが、一定、浸透枿については目標を達成しており、次期計画に位置付けません。なお、今後も浸透枿の継続管理については、ホームページ等で周知していきます。
通番18	公共施設マネジメント課	「削除」の理由が新庁舎しゅん工によるものとありますが、施策の具体的内容は新庁舎に限った内容ではないのでは？次期実施計画期間内に新設される公共施設がない（事業実施見込みがない）ということでしょうか。	「継続」に修正します。おっしゃる通りで、次期実施計画期間に新設される公共施設の見込みが無いため削除の予定でしたが、担当課に確認した所、旧庁舎の跡地利用での計画があります。
通番19	環境対策課	「湧水量調査は経常化していますが、異常がないか今後も注視していく必要があるため、次期計画に位置付けます」。これは管理面が強調された記載となっている。	市として水質を確認することについて重要であると考えて継続としました。
通番20	緑と公園課	削除→継続の間違い？ 用水路関係の取り組みがなくなるが、いかななものか？用水路を通じた地域の生態系への水の影響は大きいと考えられる。また現行水路の整備は、防災上の観点から重要ではないか？	通番42と統合のため削除します。 御意見にありました内容については、通番42で対応可能と考えます。
通番23	まちづくり計画課	生息生物の実態を調査し、国分寺市の環境影響評価指標を作るのは大いに賛成ではあるがその指標に基づき、まちづくり計画として国分寺市の課題を明確にし、その解決策を考察し実施してゆくことが肝要であると考えますので、施策内容として【実態把握の結果、課題解決策を実施する】ことを明記ください。また、生き物探しとして市民の考え方や情報提供の場として、【市民が主体の”環境評価”活動を協働としてつくり上げる工夫・仕組みを構築する】ことを熱望します。	施策の具体的内容には、「…環境影響評価指標の基礎データとしての活用を目指します。」と定めており、データの活用ということは、課題解決に向けた取組のことも含んでおります。 御指摘を踏まえ、市民との協働によって、環境影響の評価ができる仕組みを研究できればと思います。
新規 1	緑と公園課	新規2が新規1で策定されたエコロジカ・ネットワーク計画に基づく実施計画であると考えていますが、そう考えると新規1の”策定”がいつまでに策定されるかを明確にして、新規2のネットワーク形成につなげる必要がありますので、この施策の目標に【いつまでに】という策定完了時期を明示いただきたい。	取り消します。新規 1 では、「計画を策定する」、新規 2 では、「ネットワークを形成する」となっています。計画を策定するには、様々な要素が複雑に絡み合っており、他課にまたがる大きな計画となるため、次期計画においては新規 2 の担当課で取り組める範囲で実施を検討し、新規 1 は環境基本計画の改定で位置付けるため、緑の基本計画改定時に取り組みを検討します。

事前質疑回答票

令和6年度第4回緑化推進協議会

資料2 該当ページ・通番	担当課	質問・疑問等	回答
新規1	緑と公園課	・生物とは何か？ ・回廊ができると農地で栽培されている農作物に被害があるのではないかな？ ・これまでいなかった生物が増えるのではないかな？	・生物とは、動植物と捉えています。 ・動植物の多様性は、地球規模の大きな視点で人間のための施策であります、直接的には農作物の被害になる恐れもあり、緑の確保と生業のすみわけを検討していく必要があると考えます。 ・上記同様に動植物と人間が共生できるよう配慮していく必要があると考えます。
通番25	緑と公園課	【質問】街区公園の欠落している街区はどこなのかを知りたい。	東元町2・4丁目、光町2丁目、内藤2丁目、富士本1丁目、東恋ヶ窪3丁目等が該当します。
通番27	緑と公園課	目標として、【いつまでに】【どのような実施事項を】完了させるかを表記することが必要です。予算化出来るか否かが常にこうした施策では明確でないため、目標設定が出来ないとも云えますが、当初計画がどのような時期までのものかを明確にしなければ今後実施計画の評価は出来ませんので、当初計画をまず明確にしてください。	実施計画の各年の目標等で明記するよう検討します。
通番33	防災安全課	災害時の”一時的な避難場所”は、市民の災害時の行動でハザードマップに記載の避難所以外の公園を指すと思われますが、開発事業で生み出される市立公園では、避難に適さない民家と隣接した公園もあるので、何らかの形で市立公園で避難可能な公園を明示し、市民に周知する方法を考慮ください。	市内の小公園や神社等は、学校や大規模公園等の指定緊急避難場所に避難する前に、一時的に避難して様子をみたり、状況により集団を形成して避難態勢を整えたりする場所となります。避難場所としての適否はその時の災害（地震や火災、川の氾濫等）の規模や程度によって変わることから、ご指摘のような公園であっても有効な避難場所となることも考えられますので、公園の規模等を根拠として避難可能な公園を選定することはかえって混乱を生じさせる可能性があると考えます。災害時に市民が冷静に避難行動を取ることができるよう、ハザードマップや出前講座等を通じて引き続き防災知識の普及啓発に努めてまいります。
通番37	スポーツ振興課	各施設の緑化中、市民スポーツセンターの緑化の施策削除は了解ですが、樹木の多い同センターの樹木維持管理上、古木が多く人の出入りが多い同所での倒木等の発生を防ぐ必要があると考えますので、37番の施策としてではなく、施策1番あたりに【街路樹・スポーツセンターなどの古木の多い樹林地の監視を行う】という施策を入れる必要があるのではないのでしょうか？	施策1番は、保存樹林地制度の保全の施策であり、民有地であることが前提です。施設管理の1つであるため、この実施計画には位置付けるものではないと考えますが、御意見については各担当課に報告します。
通番39	緑と公園課	【野川や用水路の水辺空間～】という用水路に砂川用水は入るのでしょうか？	入ります。

事前質疑回答票

令和6年度第4回緑化推進協議会

資料2 該当ページ・通番	担当課	質問・疑問等	回答
通番42	緑と公園課	「No. 32と重複するため位置付けません。」32は雑木林に関する記載であるが？	「削除」から「継続」に修正します。このNo. 32は103の施策の番号になり、通番20の内容となりますので、記載方法を通番20に修正します。
新規2	緑と公園課	施策対象に「用水」を入れて下さい。エコロジカル・ネットワークには砂川用水から恋ヶ窪用水路のネットワークは元町用水と同様、国分寺にとって必須のものと考えますので、施策対象に「用水」を入れて下さい。	「施策の具体内容等」に用水路と記載はされていませんが、「街路樹等」の等に含まれると考えられることから、用水路も含めて検討します。
新規2	緑と公園課	用水の中には断水があるためか、生物はあまり見られないが用水壁面や周辺の緑地には生物はいるので用水も加えたらどうか？	同上。
通番43	緑と公園課	ソフト面で情報センター機能を考察してゆくという施策は大賛成ですが、27番でも記述しましたが、目標として、【いつまでに】【どのような実施事項を】完了させるかを表記することが必要です。現時点での計画完了目標を記述ください。	実施計画の各年度の目標等で明記するよう検討します。
通番48 通番49	緑と公園課	制度を拡充したため位置付けないことにしているが、拡充した制度のフォローはしなくてもよいのか？	制度の充実については達成したため位置付けないが、内容については、各団体にお伝えし、さらなる活動の拡充に向け支援していきます。
通番48 通番49	緑と公園課	この両施策は大変重要な施策でした。結果私たちはボランティア拡大が達成できませんでしたが、これら施策の【充実】【拡充】は常に大きなテーマです。様々な施策の考察と新し滑動の試行は必須のものです。継続は力なりです。削除せず継続ください。	施策としては、「制度の充実・拡充」となっており、達成したため削除しました。今後も遅延活動団体を維持するため新規募集をしていくことは重要なことであると考えます。当課の緑のまちづくりの活動への支援事業であるため、「緑のボランティア制度」の登録団体の増加に向けて取り組みます。
資料3	緑と公園課	2-②「次期実施計画で施策目標の達成が見込めない施策」の解釈を教えてください。 令和7年度から令和12年度の5年間で事業実施見込みがないものであったとしても、長期的に継続して検討していかなければならない施策項目があった場合、次期実施計画で達成できない予定でも継続施策として残す検討が必要ではないでしょうか。 (達成する予定がないため削除した、とも受け止められると思いました。)	基本計画では謳っているものの実態として合わない等で実施計画の方針を変更したものや今後6年間の見通しにおいて事業計画がない施策がこれにあたります。一方、継続施策として残す必要があると考えるものについては、目標を下げたとしても残していくべきと考えます。本審議は基本計画の施策から次期実施計画の抽出であるため計画を進めていくもののみを残します。

国分寺市緑の基本計画実施計画施策一覧の（案）の見方

基本方針

①→ 1. 緑と水の保全・活用

施策の方向

②→ (1) 崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用

通番 ③	施策項目 ④	具体施策 ⑤	施策の具体内容等 ⑥	担当課 ⑦	R6年度実績 見込 ⑧	4年後の具体目標 ⑨						⑫ 該当する SDGs
						具体目標の考え方・理由等 ⑩						
						各年度の数値目標 ⑪						
						R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
1	①緑地保全 制度の指定 による樹林地 の保全	保存樹林地 制度による 保全	特に保全が望まれる重要な樹林地については、「緑確保の総合的な方針（東京都・区市町村の合同策定）」の位置付けを踏まえ、緑の保護と推進に関する条例に基づく保存樹林地指定により保全します。	緑と公園課	保存樹林地 の指定を継続 しました。 25,268㎡（19 か所）。	保存樹林地の指定継続をし、25,268㎡（19か所）以上が維持されています。						6 15 17
現在の保存樹林地が減らないよう、所有者と連携して保全をしていきます。また、指定面積の増加を目指します。指定には所有者との合意が必要なため、目標を現状維持以上としています。												
合計 25,268㎡ （19か所） 以上	合計 25,268㎡ （19か所） 以上	合計 25,268㎡ （19か所） 以上	合計 25,268㎡ （19か所） 以上	合計 25,268㎡ （19か所） 以上	合計 25,268㎡ （19か所） 以上							

※以下の説明は、表上の丸数字に対応しています。

- ① 実施計画において大分類となる基本方針
- ② 中分類となる施策の方向
- ③ 実施計画施策の通し番号
- ④ 小分類となる施策項目
- ⑤ 具体施策の名称
- ⑥ 展開する施策の具体的な内容
- ⑦ 施策を展開する担当課
- ⑧ 令和6年度の実績見込

※（新規担当）とは、前実施計画から位置付けられている施策で、新たなに担当となった課のこと

※（新規施策）とは、前実施計画に位置付けがなく、新たに位置付けられた施策のこと

- ⑨ 6年後をイメージした具体目標
- ⑩ 6年後の具体目標や各年度の数値目標の設定についての考え方・理由等
- ⑪ 令和7年度から12年度までの各年度の現時点における展開目標
- ⑫ 該当するSDGsのゴール(5ページ参照)